

大阪広域水道企業団訓令第1号

部内一般

大阪広域水道企業団事務決裁規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(副企業長の専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 課長補佐、<u>副参事</u>及びこれと同等の職にある者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定による採用に係る職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の任免に関する事。</p> <p>(11)～(25) (略)</p> <p>(経営管理部長の専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 部に置く課の長（<u>危機管理課長、経営企画課長、広域連携課長及び広域調整課長</u>を除く。）及びこれと同等の職にある者の出張、休暇、週休日その他服務に関する事。</p> <p>(12)～(33) (略)</p> <p><u>(危機管理監の専決事項)</u></p> <p><u>第5条の2 危機管理監が専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 危機管理に関する施策に係る重要な総合調整、企画及び広報並びに人材育成に関する事。</u></p> <p><u>(2) 経営管理部危機管理課長の出張、休暇、週休日その他服務に関するこ</u></p>	<p>(副企業長の専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>課長補佐</u>及びこれと同等の職にある者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定による採用に係る職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の任免に関する事。</p> <p>(11)～(25) (略)</p> <p>(経営管理部長の専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 部に置く課の長（<u>経営企画課長、危機管理課長及び広域連携課長</u>を除く。）及びこれと同等の職にある者の出張、休暇、週休日その他服務に関する事。</p> <p>(12)～(33) (略)</p>

と。

2 危機管理監は、前項各号に掲げるもののほか、第4条第1号から第8号まで及び第14号から第27号までに掲げる事項であって、前項第1号に係るもの及びこれらの事項に準ずる事項について専決することができる。

(経営戦略担当部長の専決事項)

第5条の3 経営戦略担当部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 経営、企画、広報、広域連携及び広域調整に関する施策に係る重要な総合調整及び企画に関すること(危機管理に係るものを除く。)
- (2) 経営管理部経営企画課長、広域連携課長及び広域調整課長の出張、休暇、週休日その他服務に関すること。

2 (略)

(課長の専決事項)

第7条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3)～(7) (略)

3 財務課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) (略)

4 課長の専決できる事項のうち、あらかじめ課長が指定する事項は、あらかじめ課長の指定する参事、課長補佐又は副参事が専決することができる。

5・6 (略)

(部長の専決事項の代決)

第14条 (略)

2 主管の部長、主管の課長ともに不在の

(経営戦略担当部長の専決事項)

第5条の2 経営戦略担当部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 経営企画、危機管理、広報、広域連携及び広域調整に関する施策に係る重要な総合調整及び企画に関すること。
- (2) 経営管理部経営企画課長、危機管理課長、広域連携課長及び広域調整課長の出張、休暇、週休日その他服務に関すること。

2 (略)

(課長の専決事項)

第7条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 職員の研修に関すること。

(4)～(8) (略)

3 会計課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) (略)

4 課長の専決できる事項のうち、あらかじめ課長が指定する事項は、あらかじめ課長の指定する参事又は課長補佐が専決することができる。

5・6 (略)

(部長の専決事項の代決)

第14条 (略)

2 主管の部長、主管の課長ともに不在の

ときは、あらかじめ主管の課長の指定する参事、課長補佐又は副参事がその事項を代決することができる。

(課長の専決事項の代決)

第15条 課長の専決できる事項について、主管の課長不在のときは、あらかじめ主管の課長の指定する参事、課長補佐又は副参事がその事項を代決することができる。

2 課長の専決できる事項のうち軽易なものについて、主管の課長、あらかじめ主管の課長の指定する参事、課長補佐又は副参事ともに不在のときは、あらかじめ主管の課長等の指定する主査がその事項を代決することができる。

3 第7条第4項の規定により参事が専決できる事項について、参事が不在のときは、あらかじめ参事の指定する課長補佐、副参事又は主査がその事項を代決することができる。

4 第7条第4項の規定により課長補佐又は副参事が専決できる事項について、課長補佐又は副参事が不在のときは、あらかじめ課長補佐又は副参事の指定する主査がその事項を代決することができる。

5 前4項の規定は、それぞれ出先機関の長、次長、室長、参事、課長、課長補佐又は副参事の専決できる事項について準用する。

ときは、あらかじめ主管の課長の指定する参事又は課長補佐がその事項を代決することができる。

(課長の専決事項の代決)

第15条 課長の専決できる事項について、主管の課長不在のときは、あらかじめ主管の課長の指定する参事又は課長補佐がその事項を代決することができる。

2 課長の専決できる事項のうち軽易なものについて、主管の課長、あらかじめ主管の課長の指定する参事又は課長補佐ともに不在のときは、あらかじめ主管の課長等の指定する主査がその事項を代決することができる。

3 第7条第4項の規定により参事が専決できる事項について、参事が不在のときは、あらかじめ参事の指定する課長補佐又は主査がその事項を代決することができる。

4 第7条第4項の規定により課長補佐が専決できる事項について、課長補佐が不在のときは、あらかじめ課長補佐の指定する主査がその事項を代決することができる。

5 前4項の規定は、それぞれ出先機関の長、次長、室長、参事、課長又は課長補佐の専決できる事項について準用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。